

交通事故の見  
忘れいませんか

▼ 大を食うことはいいで  
家族全員が  
賛成していますか。

▼ 毎日の食事や運動など世話をする人  
は決まっていますか。

▼ 犬が飼える環境(住宅事情、経済的  
余裕)にありますか。

犬を飼い始める前に

- ▼不幸な犬を増やさないために避妊や去勢手術をしましよう。
- ▼放し飼いや散歩で放す」とはせず、つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配りましょう。
- ▼ふん尿は、飼い主の責任で始末しましょう。
- ▼鳴き声や悪臭など周囲に迷惑をかけないようにしましょう。
- ▼愛情と責任をもって最後まで飼いま

- 犬の飼い方のルールが次のとおり決められています。
- ▼ 犬の登録、狂犬病の予防接種を必ずしましよう。
- ▼ 犬がいることがわかる表示シールを貼りましよう。

犬の飼い方のルールについて

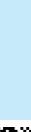
電子証明書の更新業務を行います。  
窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。平日の業務時間内の（ご）来庁が難しい方は、この機会をぜひ（ご）利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

「要予約」マイナンバーカード  
手続きのための特別開庁

市町村交通災害共済に加入している方が、加入期間中に交通事故でけがをし、病院などで治療を受けた場合、入院・通院の日数に応じて、見舞金を受け取ることができます。見舞金は、交通事故にあわれた日の翌日から起算して2年を経過すると、請求ができなくなってしまいます。走行中の自転車から落ちた等、警察に届出していない小さな事故でも対象となる場合があります。町民課にて、見舞金の対象になるかの確認と、請求の受付を行つております。

**野外焼却の禁止**

廃棄物の野外焼却は、原則禁止です。詳しくは町ホームページに掲載しておりますので、確認をお願いします。



手手続きは簡単でリビングやキッチンなどの家のなかからの搬出にも対応していますのでぜひご利用ください。また、家電4品目以外の家電製品も回収できます。（別途申込みが必要）

料金やサービスの詳細、お申し込みは、リネットジャパンリサイクル株式会社が運営するWEBサイトまたは専用電話番号（0570-0-056-006）からお願いします。町ホームページにも掲載されておりますのでご覧ください。

テレビ・洗濯機・冷蔵庫など  
ご自宅から回収できます

不用になった家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・衣類乾燥機)は、家電リサイクル法により適切にリサイクルすることができます。

町では、小型家電リサイクル法による認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社及び家電4品目にに関するサービス提供を行っているSGムービング株式会社と連携と協力による協定を締結し、10月から家電4品



**道路に隣接する所有地の  
樹木・生垣の適正管理**

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあ

- ◆ 通学路に面したブロック塀の高さ1・0m以上、傾斜、ひび割れ等の危険の2以内の金額を補助。（補助の上限は20万円）
- ◆ 予算の範囲内での補助

通学路沿道等に面した倒壊のおそれ  
ブルック埠等撤去費の補助

TEL 0493-62-0721



してから「」を使用ください。  
「」不在の場合でも交換させていただ  
くことがあります。「」を承ください。  
△町の委託業者が行うメーターの交換  
作業で、交換費用を請求することは一  
切ありません。

◇皆様のご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内に計画的に交換しています。

メーター交換作業に際し、対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキにて郵送しております。交換作業は、町が依頼している業者が行います。(お知らせに記載されています)メーターボックス周りに物を置かないなどご協力をお願いします。交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がございます。透明度を確認

上下水道課からのお知らせ

問 TEL 049-3-62-0728

有効期間満了の水道メーターの  
交換にご協力をお願いします

金庫役場派出所での販売も終了します。詳細は県ホームページを参考ください。※国の収入印紙とは異なります。**〔注意〕**

**[県収入証紙販売終了期日]**

12月末日 ※役場会計課及び埼玉縣信用金庫役場派出所での販売は、12月28日(木)で終了。

**[県収入証紙利用終了期日]**

路などの場合は危険です。車道の場合  
は高さ4・5m、歩道の場合は高さ2・  
5mの空間に樹木等が入らないようこ  
してください。道路に隣接する所有地  
に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切  
な維持管理をするようお願いします。

TEL 049-284-2911  
①～③は、浄化槽を使用している方がそれぞれ依頼(委託)しなければなりません。※町管理型浄化槽をご利用の方については、維持管理を町で行つております。

(2) 溝掃  
き取りなど(年1回以上)

【清掃許可業者】  
新埼玉環境センター(株)  
TEL 0493-62-8121

③ 法定検査(定期水質検査) 保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査(年1回)

【県指定検査機関】  
(一社)埼玉県環境検査研究協会

## 浄化槽を「ご使用の皆様へ

猫を屋外で飼つゝことで、近隣の住民の生活環境の悪化に繋がる(自宅庭にファンをされて困っている、畑の作物を荒らされて損害を被つた等)といった相談が寄せられています。トラブルや交通事故を防ぐためにも、動物の適正な飼育について確認しましょう。詳しく述べては町ホームページをご覧ください。

令和10年12月末日